

さいたま市コミュニティ施設条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和7年 9 月 16日

さいたま市長

清水 久人

さいたま市規則第 1 0 1 号

さいたま市コミュニティ施設条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市コミュニティ施設条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 1 6 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第 6 条関係）					別表（第 6 条関係）				
1 ～ 9 〔略〕					1 ～ 9 〔略〕				
1 0 西与野コミュニティホール					1 0 西与野コミュニティホール				
名称		単位	使用料（1 回につき）	備考	名称		単位	使用料（1 回につき）	備考
〔略〕					〔略〕				
その他	講演台 持込電気 器具（1 台につき）	1 台 〔略〕	2 0 0 円 〔略〕	花台付き 〔略〕	その他	持込電気 器具（1 台につき）	〔略〕	〔略〕	〔略〕
備考 〔略〕					備考 〔略〕				
1 1 〔略〕					1 1 〔略〕				
1 2 高鼻コミュニティセンター					1 2 高鼻コミュニティセンター				
名称		単位	使用料（1 回につき）	備考	名称		単位	使用料（1 回につき）	備考
音響・映像設備・その他	〔略〕	〔略〕	〔略〕	花台付き 〔略〕	音響・映像設備・その他	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	オーバーヘッドプロジェクター	〔略〕	〔略〕			オーバーヘッドプロジェクター	〔略〕	〔略〕	
	講演台	1 台	2 0 0 円			〔略〕	〔略〕	〔略〕	
	司会者用演台	1 台	1 0 0 円			〔略〕	〔略〕	〔略〕	
	〔略〕	〔略〕	〔略〕			〔略〕	〔略〕	〔略〕	
備考 〔略〕					備考 〔略〕				
1 3 コミュニティセンターいわつき					1 3 コミュニティセンターいわつき				

名称		単位	使用料（1回につき）	備考
舞台装置	講演台	[略]	[略]	[略]
	司会者用	1台	100円	
	演台	[略]	[略]	[略]
[略]				

備考 [略]

14～21 [略]

22 武蔵浦和コミュニティセンター

名称		単位	使用料（1回につき）	備考
[略]				
映像設備	DLPプロジェクター	1式	1,040円	
	データプロジェクター	[略]	[略]	[略]
	[略]			
[略]				

備考 [略]

23 [略]

名称		単位	使用料（1回につき）	備考
舞台装置	講演台	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]				

備考 [略]

14～21 [略]

22 武蔵浦和コミュニティセンター

名称		単位	使用料（1回につき）	備考
[略]				
映像設備	データプロジェクター	[略]	[略]	[略]
	[略]			
	[略]			
[略]				

備考 [略]

23 [略]

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。